

## プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和7年1月29日

公立大学法人名古屋市立大学  
理事長 郡 健二郎

### 1 業務の概要

- (1) 業務名 名古屋市立大学発明の評価及び技術移転活動業務委託
- (2) 業務内容 別紙「業務仕様書」のとおり
- (3) 業務委託期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 契約上限金額 4,811,400円（消費税及び地方消費税含む。）

### 2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たしていることが必要である。

- (1) 名古屋市から令和5年度及び令和6年度名古屋市競争入札参加資格（名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第3条第2項の規定により定めた競争入札参加資格をいう。）審査において、契約締結時点で申請区分「業務委託」、申請業種「その他」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (2) 令和3年度以降に大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）に定める大学において、発明の評価及び国内外の企業への技術移転活動の業務を履行した実績を有する者であること。
- (3) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (4) 公立大学法人名古屋市立大学を普通地方公共団体であるとみなした場合に、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により公立大学法人名古屋市立大学指名停止要綱（平成19年2月15日付18経営第44号）に基づく指名停止又は名古屋市から名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 名古屋市と締結した契約に関して、施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(1)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(1)に掲げる名古屋市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとしなない者であること。
- (9) 本公示の日から契約候補者選定の日までの間に、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (10) 本公示の日から契約候補者選定の日までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置（以下「排除措置」）の期間がない者であること。

### 3 参加手続

#### (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒467-8601 名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄 1 番地  
名古屋市立大学教育研究部学術課（桜山（川澄）キャンパス本部棟 2 階）  
電話 052-853-8513 FAX 052-841-0261  
メールアドレス ncu-innovation@sec.nagoya-cu.ac.jp  
担当：宮城（みやぎ）

#### (2) 実施説明書等の入手方法

名古屋市立大学ホームページ「入札公示情報」からダウンロードする。

<https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/tender/announcement/index.html>

#### (3) 受付票の提出

- ア 提出期限日 令和 7 年 2 月 25 日（火）（必着）  
提出期限後に到着した受付票は無効とする。
- イ 提出場所（1）に同じ
- ウ 提出部数 1 部
- エ 提出方法 郵送による。  
簡易書留や宅配便等で配達記録が残るものに限る。

#### (4) 企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和 7 年 3 月 3 日（月）必着  
提出期限後に到着した企画提案書等は無効とする。
- イ 提出場所（1）に同じ

ウ 提出部数7部（正本1部、副本6部）

エ 提出方法：郵送による。

簡易書留や宅配便等で配達記録が残るものに限る。

(5) 実施説明書、仕様書等に対する質問及び回答

質問しようとする者は、質問票（別添様式）に必要事項を記載し、電子メールで送信すること。

ア 質問の受付場所 (1)に同じ

イ 質問の受付期間 令和7年1月29日（水）から2月25日（火）午後5時まで

4 審査の方法及び契約候補者の選定

企画提案書等の審査は、「名古屋市立大学発明の評価及び技術移転活動業務プロポーザル選定委員会」が行い、最も優れている提案者を契約候補者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。

審査の実施（プレゼンテーション）日 令和7年3月24日（月）（予定）

5 その他

(1) 契約保証金の納付義務 無。

(2) 無効となる提案等

ア 次に該当する提案は、無効とする。

(ア) 本公告に示した参加資格を有しない者のした提案

(イ) 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(ウ) 実施説明書に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

(エ) 見積金額が 実施説明書に示した契約上限金額を超える提案

(オ) 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

イ 参加資格があることを確認された者であっても、契約候補者選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。

(3) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本学から指示があった場合を除く。）。

(4) 契約書の作成を要する。

(5) その他詳細は、実施説明書による。